

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する修正案要
綱

第一 弁論としての意見陳述からの求刑の除外（刑事訴訟法第三百十六条の三十八関係）

証拠調べが終わった後における被害者参加人又はその委託を受けた弁護士による弁論としての意見陳述は、具体的な刑の量定についての意見にわたってはならないものとする。

第二 裁判員の参加する合議体で取り扱っている事件等に係る被害者参加の延期（附則第三条関係）

改正後の刑事訴訟法の被害者参加に係る規定は、この法律の公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、裁判員の参加する合議体で取り扱っている事件及びこの法律の施行の日以後裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行の日前に公訴が提起された事件で同法の対象事件に相当するもの等に係る刑事被告事件については、適用しないものとする。

第三 その他

その他所要の規定を整備すること。